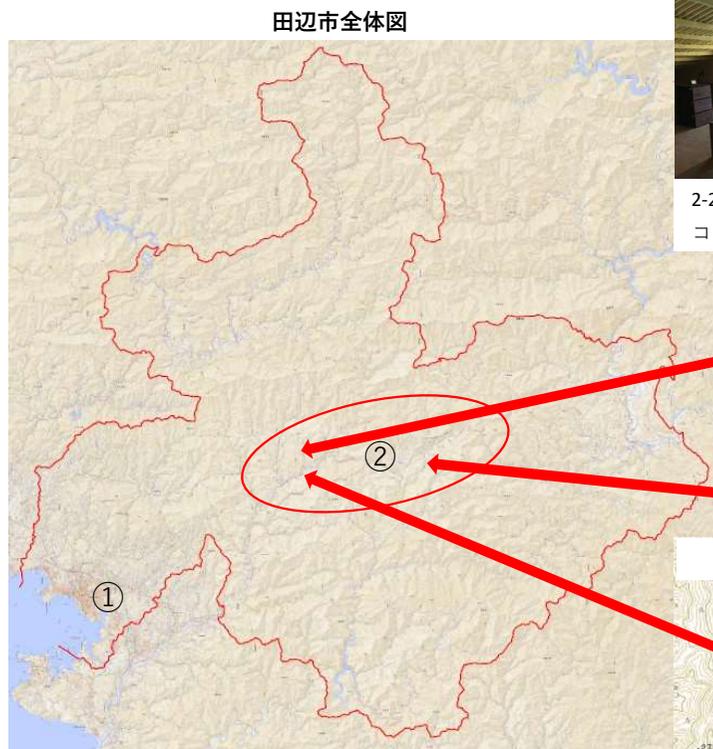


田辺市特定居住促進計画

令和7年9月1日 公表



1. 特定居住促進区域 ②中辺路地域（都市計画区域外）



< 特定居住促進区域について >
右記に示す赤枠のうち「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所は除くものとする。

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

田辺市は、和歌山県南部に位置し、大阪からは特急電車や高速道路を使って約2時間、関東からは羽田空港から白浜空港まで飛行機で約1時間で行き来が可能で大都市との時間距離が比較的近い場所に位置する。

紀伊田辺駅を起点とした扇ヶ浜までの紀伊田辺駅周辺区域は、田辺市の中心市街地であり、観光客を迎える玄関口や熊野古道歩きの滞在拠点となる場所だが、近年は市街地の空洞化が進み、空き家や空き店舗、空き地が点在し、それらの解消が課題となっている。中辺路区域は熊野古道を訪れる観光客が増加しており、ゲストハウスなど熊野古道に関する起業を望む移住者や教育移住者が増加している区域である。

すでに整備された、コワーキングスペース等の滞在環境を活用し、二地域居住者を呼び込むことにより、地域の人が生み出してきた取組と、多様な人とのアイデアが混ぜ合わさり、持続的に発展していく魅力ある地域となることを期待し、さらには魅力発信により、新たな二地域居住者や移住希望者の獲得につなげたい。

(2) 目標

コワーキングスペース 年間延べ利用者数

・ tanabe en+ (タナベエンプラス)

令和5年度 257人

令和6年度 274人

(目標) 令和11年度 370人 ≒ 1人/1日

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1-1	事務所	tanabe en+（タナベエンプラス） （コワーキングスペース）	田辺市湊41-1	商業地域	整備済み	南紀みらい(株)	R2.8
1-2	一団地の住宅施設	トーワ荘 （シェアハウス）	田辺市高雄一丁目2-14	商業地域	整備済み	（一社）トーワ荘	H28
2-1	一団地の住宅施設	中辺路短期滞在施設 （短期滞在施設）	田辺市中辺路町近露1187-1	区域外	整備済み	田辺市	H29.4
2-2	事務所	パラダイス・カフェ （コワーキングスペース）	田辺市中辺路町温川170	区域外	整備済み	（株）ホワイトスペース	

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者へのワンストップ相談窓口開設、WEBサイトでの情報提供（SUMORA TANABE）
- 利活用可能な空き家の掘起こし
- 空き家バンクを活用した移住及び二地域居住希望者への空き家活用の促進
- マイルを活用した二地域居住者への移動費負担軽減の実証

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取： 令和7年7月8日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
令和7年7月 パブリックコメント実施

- (3)都市計画との調和に関する事項